



2024年5月13日

各位

会社名 フジッコ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 福井 正一
(コード: 2908 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営企画本部長 尾西 輝昭
電話 078-303-5921

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第64回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多角化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものがあります。
- (2) 取締役会の議事録を電磁的記録によって作成することを可能にするため、現行定款第29条（取締役会の議事録）を変更するものであります。
- (3) 経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」における呼称になり、当社が現在導入している買収防衛策の名称をその実態にあわせて「買収への対応方針」に変更するため、現行定款第8章の章題及び第47条（買収防衛）に記載の「買収防衛」、「買収防衛策」の用語をそれぞれ「買収への対応」、「買収への対応方針」に変更するものであります。
- (4) その他、誤記の修正等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日（水）
定款変更の効力発生日 2024年6月26日（水）

以上

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(9) 【条文省略】</p> <p>【新設】</p> <p>(10)～(19) 【条文省略】</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 買収防衛</p> <p>(買収防衛)</p> <p>第47条 当社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、<u>買収防衛策</u>（当社が発行する株式の大規模な買付行為に関する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下本条において同じ。）の導入、継続または変更に関する決議を行うことができる。</p> <p>2. 当社の株主総会は、前項で決議された<u>買収防衛策</u>の廃止に関する決議を行うことができる。</p> <p>3. 前各項に定める決議は、定款第17条第1項を適用せず、会社法第309条第1項に規定する決議（議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われる決議）をもって行うものとする。</p> <p>4. 当社は取締役会が必要であると認めるときは、いつでも、定款第27条に規定される取締役会の決議をもって、<u>買収防衛策</u>を廃止することができる。</p> <p>5. <u>買収防衛策</u>の有効期間は、本条第1項の決議後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(9) 【現行どおり】</p> <p>(10) <u>漁業および水産養殖業</u></p> <p>(11)～(20) 【現行どおり】</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに<u>署名もしくは記名押印または電子署名</u>をする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 買収への対応</p> <p>(買収への対応)</p> <p>第47条 当社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、<u>買収への対応方針</u>（当社が発行する株式の大規模な買付行為に関する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下本条において同じ。）の導入、継続または変更に関する決議を行うことができる。</p> <p>2. 当社の株主総会は、前項で決議された<u>買収への対応方針</u>の廃止に関する決議を行うことができる。</p> <p>3. 前各項に定める決議は、定款第16条第1項を適用せず、会社法第309条第1項に規定する決議（議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われる決議）をもって行うものとする。</p> <p>4. 当社は取締役会が必要であると認めるときは、いつでも、定款第26条に規定される取締役会の決議をもって、<u>買収への対応方針</u>を廃止することができる。</p> <p>5. <u>買収への対応方針</u>の有効期間は、本条第1項の決議後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>